

議第231号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成30年11月22日提出

京都市長 門川 大作

損害賠償額		1,141,315円
事故の概要	種別	市立小学校の体育館の屋根の飛散による建物及び自動車の破損事故
	発生年月日	平成30年9月4日
	被害者	
	損害の程度	建物及び自動車の破損

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。